

## 訪問介護の基本報酬引下げに対する早急な見直し等を求める意見書

介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、ヘルパーの賃金が改善することによって生活が安定し、離職が防止されることに配慮がなされなければならない。

しかし、政府は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げた。これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

特に、介護事業者の管理でない一般住宅（アパート・マンションを含む）の訪問介護ヘルパーの現状については、移動時間や地域の特殊性（山間部、降雪地帯等）の様々な環境の中で、低賃金（全産業正職員比72%、厚生労働省調査）とされており、ヘルパーの高齢化や新規就業者が少ない状況が続いている中での基本報酬の引き下げは、事業継続への大きな打撃となっている。

厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算について高い加算率に設定したと説明しているが加算要件は厳しく、運営資金につながる基本報酬を下げてしまえば、小規模事業所の経営の困難さに拍車がかかることは明白である。

このような状況を受け、昨年の衆議院厚生労働委員会では、「介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議」を全会一致で議決。訪問介護をはじめとする介護事業者の意見も聞き、速やかにかつ十分に検証を行い、必要な措置を講ずるべきであるとしている。

高齢化の加速や高齢独居世帯の増加が進む中で、介護ケアの維持継続は必須であり、住民の福祉を担う自治体の議会として、以下の項目について実施を求める。

### 記

- 1 訪問介護の基本報酬引下げによる事業者管理でない一般住宅への訪問介護事業への影響について早急に調査し、その結果に基づき訪問介護の基本報酬引き下げの見直しを含めた介護報酬の改定を第9期計画の期間中であっても行うこと。

2 訪問介護事業所の経営難の原因の1つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

多 治 見 市 議 会

衆議院議長 宛

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣